

賃金未払い

(高知県労働委員会)

相談内容

私は、体調を崩し療養のため、先々月に会社を辞めました。1カ月分の賃金と退職金が未払いですが、電話や手紙で催促しても、社長はいろいろ理由をつけて、なかなか支払ってくれません。この賃金などを支払ってもらうには、どうしたらいいでしょうか。

お答え

使用者は、労働者が退職し、労働者から賃金などの請求があった場合は、所定の支払日にかかわらず7日以内に賃金を支払うほか、積立金、保証金、貯蓄金その他名称を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならないことになっています(労働基準法第23条第1項)。

ただし、退職金については、就業規則などで支払時期が定められている場合には、その期日に支払えばよいとされています(同法第89条第3号の2)。

退職金以外の賃金の請求権は2年間、退職金の請求権は5年間行わない場合は、時効によって消滅します。

請求しても支払われない場合は、労働委員会には公労使三者を代表する3名のあっせん員が労働問題に関する紛争の自主的な解決を援助するあっせん制度(無料)がありますので、是非ご活用ください。

詳しくは、このホームページの「個別的労使紛争のあっせん」でご確認ください。

また、労働基準監督署から賃金等の支払いを勧告してもらう方法もあります。

そのほか、地方裁判所の労働審判や、簡易裁判所の支払督促、少額訴訟手続などもありますが、詳しくは、法テラスや弁護士会などを通じて、法律の専門家に相談されることをお勧めします。